

事務連絡
令和3年4月26日

公益社団法人 日本バス協会 理事長殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

緊急事態宣言発令に伴う「都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて」の傘下会員への周知等について(依頼)

令和3年4月23日に開催された第62回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、東京都、京都府、大阪府、兵庫県について緊急事態措置を実施すべき区域とするとともに、愛媛県について、新たにまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、いずれも4月25日から5月11日までを実施期間とされ、これに伴い「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)が変更されました。

別添のとおり、緊急事態措置を実施すべき都道府県は、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとし、特に20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底するとされています。また、変異株の感染者が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるよう促すとされています。

また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県では、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について、住民に対し協力の要請を行うこと、その際、変異株の感染者が増加していることを踏まえ、感染防止を拡大する観点から、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態宣言区域との往来は、厳に控えるように促すこととされています。

なお、上記措置を実施すべき区域以外の都道府県においては、帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促し、変異株による感染者が増加していることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるよう促すこととされています。

つきましては、緊急事態措置を実施すべき区域である都道府県(東京都、京都府、大阪府、兵庫県)、まん延防止措置の対象区域である都道府県(宮城県、埼玉県、千葉

県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県)及びそれ以外の都道府県において、バスターミナルにおける呼びかけに関し、別添の方針に則り実施していただきたく、貴会におかれては傘下会員へ周知をお願いします。

(別添) 都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて (令和3年4月23日)